



4月7日(日)は 北海道知事選挙 北海道議会議員選挙 の投票日です

投票時間
午前7時～午後6時

●投票できる方

- ◆年齢要件…平成13年4月8日までに生まれた方
 - ◆住所要件…知事選挙～平成30年12月20日までに転入届を提出した方で引き続き町内に住んでいる方
…道議選挙～平成30年12月28日までに転入届を提出した方で引き続き町内に住んでいる方
- ※平成30年12月6日以前の転出者は選挙人名簿から抹消されます。

●今回の選挙の場合は・・・

- ◆選挙人名簿に登録されている方が、道内のほかの市町村に転出した場合、「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」を提出し投票できます。
- ◆投票日前に北海道外へ転出された方は投票できません。

●投票所入場券（ハガキ）をお送りします

- ハガキ裏面は期日前投票にご活用ください。
- ◆期日前投票（投票日以外の投票）をされる方は、ハガキ裏面に氏名などの必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。
- ◆ご自宅で記入することにより、投票所での待ち時間が短縮され、大変便利です。

期日前投票

仕事や旅行などの都合で投票日に投票できない方は、事前に投票できます

☆投票できる期間（北海道知事選挙と北海道議会議員選挙では投票できる期間が異なります）

- ・北海道知事選挙 3月22日(金)から4月6日(土)まで
- ・北海道議会議員選挙 3月30日(土)から4月6日(土)まで

☆投票できる時間……午前8時30分～午後8時まで ※土・日曜日でも投票できます。

☆投票できる場所……役場庁舎1階会議室

不在者投票

出稼ぎや入院などで町内の投票所で投票できない方は、不在者投票を

- ① 出稼ぎや 長期出張の方 上ノ国町選挙管理委員会に申請すると、滞在先の選挙管理委員会での投票ができます。郵便にかかる日数を考慮し、早めに申請してください。
- ② 老人ホームや病院に入所・入院されている方 不在者投票の指定施設であれば投票できます。詳しくは、入所・入院されている施設にご確認ください。
- ③ 郵便による不在者投票 身体に重度の障害があり一定の要件を満たす方で、投票日に投票所に行けない方は、自宅で投票することができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

4/16
告示

上ノ国町議会議員選挙

4月21日(日)投票日

町議会議員選挙の立候補者予定者を対象とした説明会を下記の通り開催します

■日時 3月19日(火) 13時30分～ ■場所 上ノ国町役場 2階 研修室

【お問い合わせ先】 上ノ国町選挙管理委員会 ☎0139-55-2311